

(第3章関連) 周波数の割当て

3-1 放送の普及義務及び世帯カバー率

「あまねく受信できるように努める」義務又は「あまねく受信できるように措置」義務

○ 民放 = 「あまねく受信できるように努める」義務

放送法第2条の2

6 放送事業者(受託放送事業者、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。)は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。

○ NHK = 「あまねく受信できるように措置」義務

放送法第9条

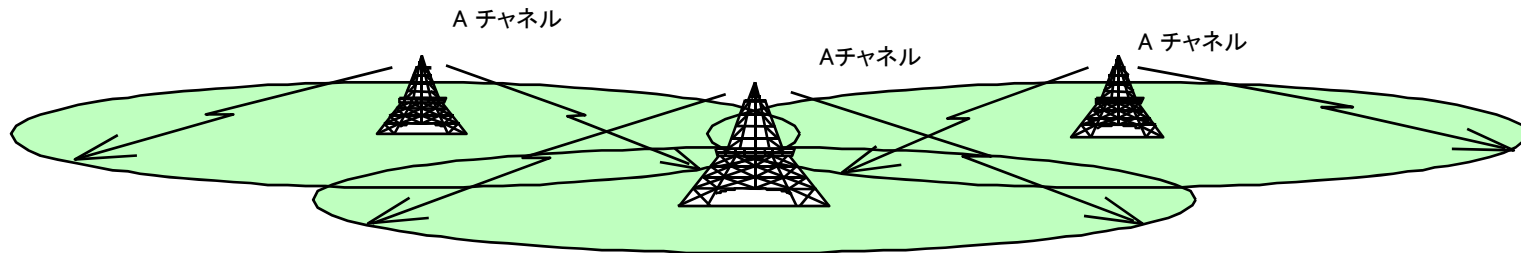
5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

		平均世帯カバー率(民放)	平均中継局数(民放)
テレビジョン放送	アナログ	約 100%	約 64局
	デジタル	約 99% <small>(中継局ロードマップ(H20.3.31作成)に従って中継局が整備された場合の2010年時の平均カバー率)</small>	約 56局 <small>(中継局ロードマップ(H20.3.31作成)による2010年時の平均中継局数)</small>
超短波放送 (コミュニティ放送を除く。)		約 89%	約 5局
中波放送		約 95%	約 5局

注 平均世帯カバー率のうち、デジタルテレビジョン放送のものは「中継局ロードマップ(H20.3.31)」を基に作成、その他のものは総務省試算。

3-2 放送用周波数ネットワークの種類

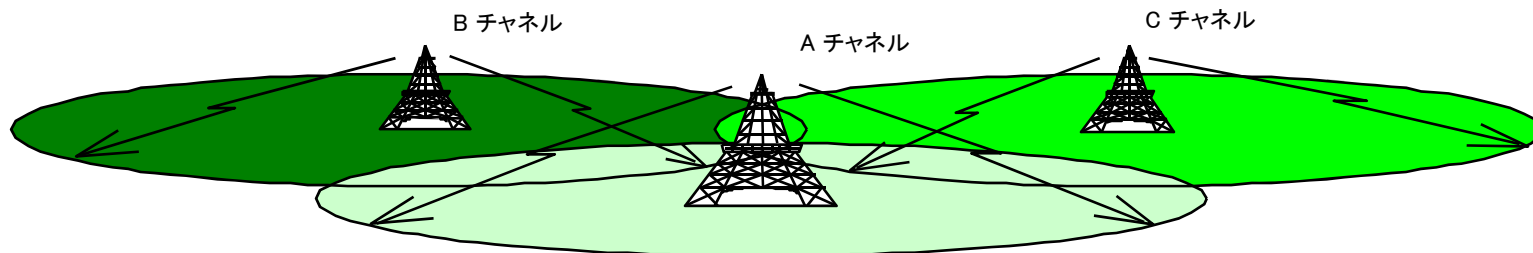
●SFN (Single Frequency Network) 単一周波数ネットワーク



OFDM変調方式(直交周波数分割多重変調方式)を用いることで、親局や中継局の放送エリアごとにチャンネルを変えなくても放送網の構築が可能。

ただし、他の放送局からの電波の届く時間が一定値を超える大きさ(遅延時間が大)で、その電波が一定値を超える強さの場合は、「混信」が生じる。

●MFN (Multi Frequency Network) 複数周波数ネットワーク



既存のアナログ放送では、放送エリアの重なるところで混信が生じるため異なるチャンネルで送信

3-3 全国向けマルチメディア放送に対する周波数割当て

【論点】

「全国向け放送」を、相当の世帯カバー率(例えば、5年後までに90%以上)を確保して実現するための周波数(チャンネル)の使い方は、次の方法が考えられる。

- 1 SFNが成立しないエリアが発生することを前提に、主として用いる周波数(チャンネル)のほか、予備用の周波数を用いる方法
- 2 すべてのエリアにおいてSFNが成立することを前提として、一の周波数(チャンネル)のみを用いる方法

(1と2の比較)

	複数の周波数による方法	一の周波数による方法
周波数の利用効率	悪い 〔ただし、予備周波数を用いていない地域でコミュニティ放送等を行い、利用効率を向上させることも考えられる。〕	良い
予期しない混信への対応	予備周波数で対応可能。	個別の無線局の調整等で対応。 それで解決しなければ、対応不可能。
投資費用・運転費用	相対的に低い 〔無線局の絶対数が少なく済むこと、ギャップファイラー局をSFNでなく設置可能。〕	相対的に高い 〔無線局の数が多くなること、すべての局をコスト高のSFN局にする必要がある。〕

【各事業者のヒアリング結果】

「全国向け放送」に参入を希望している事業者(「マルチメディア放送企画」、「メディアフロージャパン企画」、「モバイルメディア企画」)にヒアリングをしたところ、

- ・ すべての事業者は、「一の周波数で5年後までに90%を超える世帯カバー率(※)は可能である」旨を説明し、
- ・ すべての事業者は、SFN混信にはすべて対応可能である旨説明している

〔「マルチメディア放送企画」は「96%の世帯カバー率内のSFN混信はほとんどなく1%程度と説明し、小規模中継局により技術的には対応可能」である旨、「メディアフロージャパン企画」は「SFN混信が発生しないように置局するので混信は起きない」「異常伝搬等により混信が発生する場合は、オプティマイゼーション等による対策で対応可能」である旨、「モバイルメディア企画」は「出力等でSFN混信を抑制」「ガードインターバル調整でSFN混信を抑える」旨を説明し、対応できないSFN混信を想定していない。〕

※ 「90%を超える世帯カバー率」は、FM放送(民放)における90%程度の世帯カバー率(総務省による免許期間中の中間ヒアリングによる各社数値(免許申請の際の添付資料の方法により算出)の平均。)と同程度以上と考えられる。

3-4 全国向け放送を希望する事業者に対するヒアリング結果

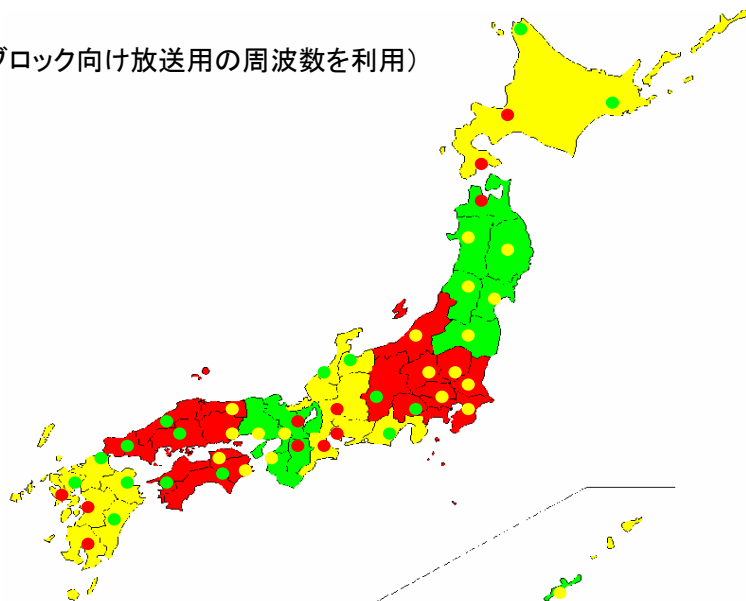
	マルチメディア放送企画	メディアフロージャパン企画	モバイルメディア企画
受信環境			
世帯カバー率			
開始後5年	96%	90%	99.3%
最終	96%	90%超	99.3%
受信環境	屋外で安定受信を確保、建物内はベストエフォート	屋外で安定受信を確保、建物内の一部（窓際など）においても安定受信可能な環境を想定	窓のある建物で窓から3メートルの電波浸透を確実に確保
周波数利用			
設置する無線局数（5年後）	651局	900～1000局	2998局
周波数の利用	VHF-Highの14.5MHzを一の周波数（チャンネル）で利用（6MHz429KHz単位で運用可能）	VHF-Highの6MHzを一の周波数（チャンネル）で利用	帯域幅は5/6/7/8MHzに対応、一の周波数（チャンネル）で利用
SFN混信 （SFN:Single Frequency Network, 隣接するサービスエリアを単一の周波数でカバーするシステム）			
SFN混信の対応の内容	5年目迄に、親局34局、中継局617局を段階的に置局し、全国で電波の届く地域を96%に拡大すると共に、SFN混信を1%程度に抑制できる。SFN混信を生じないように親局や大規模中継局などの大電力局の送出タイミングや送信諸元を最適化し、更に、電界不足や混信地域に、小規模なSFN中継局で補完置局していくことで、最終的には上記カバレッジを達成できると想定している。	基本的に混信は起きないと考えているが、異常伝搬や想定できない長時間遅延反射等によるSFN混信の発生に対しては、チルト等のオプティマイゼーションやGF（ギャップフィルラー）等の設置による対策考えている。 ※チルト:アンテナの方向を垂直方向に調整し、エリア確保や干渉抑制等を行うこと ※オプティマイゼーション:アンテナを垂直方向、水平方向に調整したり、送信遅延時間や送信出力を調整することにより、エリア確保や干渉抑制を行うこと ※ギャップフィルラー:トンネル内などの電波の直接受信が困難なエリアのために設置される補完的な無線システム	送信パラメータ調整、セル単位の小出力局でのSFNを実現。 ・出力及び指向性の調整、送信タイミングの調整により、SFN混信を抑制。小出力局の配置によるガードインターバル調整によりSFNでの混信を効率的に抑える。 ・どこでも同一タイミングで受信可能な環境を提供することにより、同報性を確保する。中継局では同報性が確保できない。
対応できないと考える場合の世帯の割合	ほとんどない ※ただし、技術的には小規模なSFN中継局により対応は可能。	なし	なし

3-5 デジタル新型コミュニティ放送に対する周波数の割当て①

- 「デジタル新型コミュニティ放送」に対する周波数の割当てについては、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」として割り当てる周波数を、有効利用が可能である範囲（＝複数チャンネルを用いて比較的大きなエリアごとに放送する場合等）で利用して行う。

【イメージ図】

（地方ブロック向け放送用の周波数を利用）



注1 上記図のセルの大きさは、実際の放送エリアを示すものではない。

注2 上記図のセルの位置は、実際に有効利用可能な場所を示すものではなく、実際には個々に検討が必要。

（全国向け放送のネットワークを利用）

（全国向け放送で複数の周波数を用いる場合に実現の可能性）



⇒ 全国で1つの周波数のみを利用する場合には、対応不可能。

<留意点>

- ・ 現実的に可能か否かは、本来的な用途(全国向け、地方ブロック向け)のネットワークを整備してみないと明確には判断できない。
（都市部のギャップフィラー需要等を考えると、需要のある地域では周波数が確保できない可能性も想定される。）
- ・ 周波数の割当ては、本来的な用途(全国向け、地方ブロック向け)のネットワーク(ギャップフィラーを含む)が、相当程度整備された後に可能となるため、コミュニティ放送の実現は、当該ネットワークが一応整備された段階(例えば、サービス開始の5年後)となる。
- ・ 具体的なニーズがある場所と、実施可能な場所が一致するとは限らない。

3-6 デジタル新型コミュニティ放送に対する周波数割当て②

【具体例】

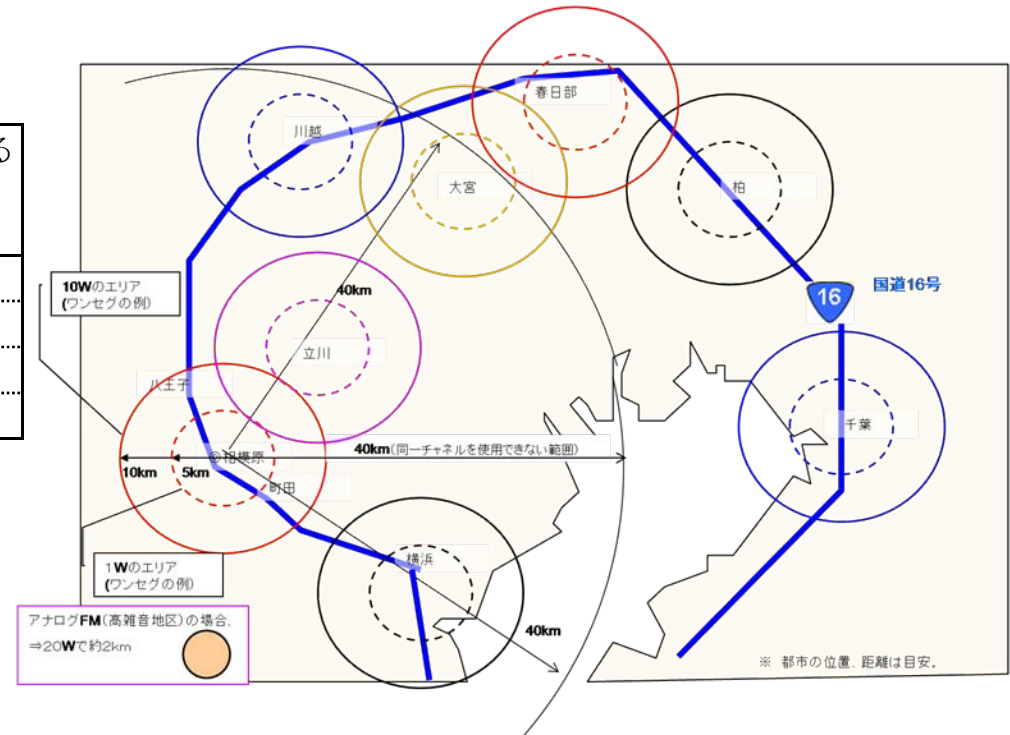
<前提>

- 都市部で、ワンセグメントのデジタル放送の放送エリアを半径10kmとするためには、空中線電力を10w程度とする必要がある。
- その場合、半径40km内では同一のチャンネルを用いることができない。

<考え方>

デジタルコミュニティのために確保するチャンネル		半径40km圏内でカバーできる面積
チャンネル数	帯域幅	
16チャンネル	約 9.2MHz	最大約100%
10チャンネル	約 5.8MHz	最大約63%
5チャンネル	約 2.9MHz	最大約31% (右図の例)
3チャンネル	約 1.8MHz	最大約19%

(注) 半径40km圏内でカバーできる面積」は、最も効率よく局を配置した場合であって、実際には、そのような配置になる保障はない。



3-7 新型コミュニティ放送の実現について

～新型コミュニティ放送用の周波数を確保する方法①～

【関東地方において、全国で人口上位80位の都市で実現する場合に必要な周波数(チャンネル)の数】

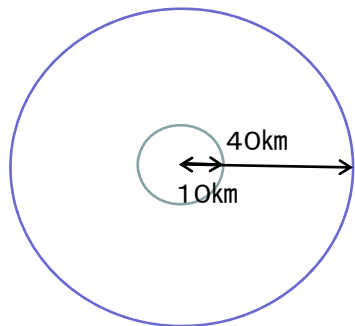
○ 人口上位80位の都市(関東地方では32市区が該当)にコミュニティ放送用の周波数を割り当てるためには、関東地方では、下図の11チャンネルに加え、世田谷区、練馬区、大田区、江戸川区、足立区、杉並区、板橋区、葛飾区、江東区、品川区、北区、港北区の12区を加えた、計23チャンネル(約13.2MHz)が必要。

○ 帯域幅とカバーできる都市数の関係

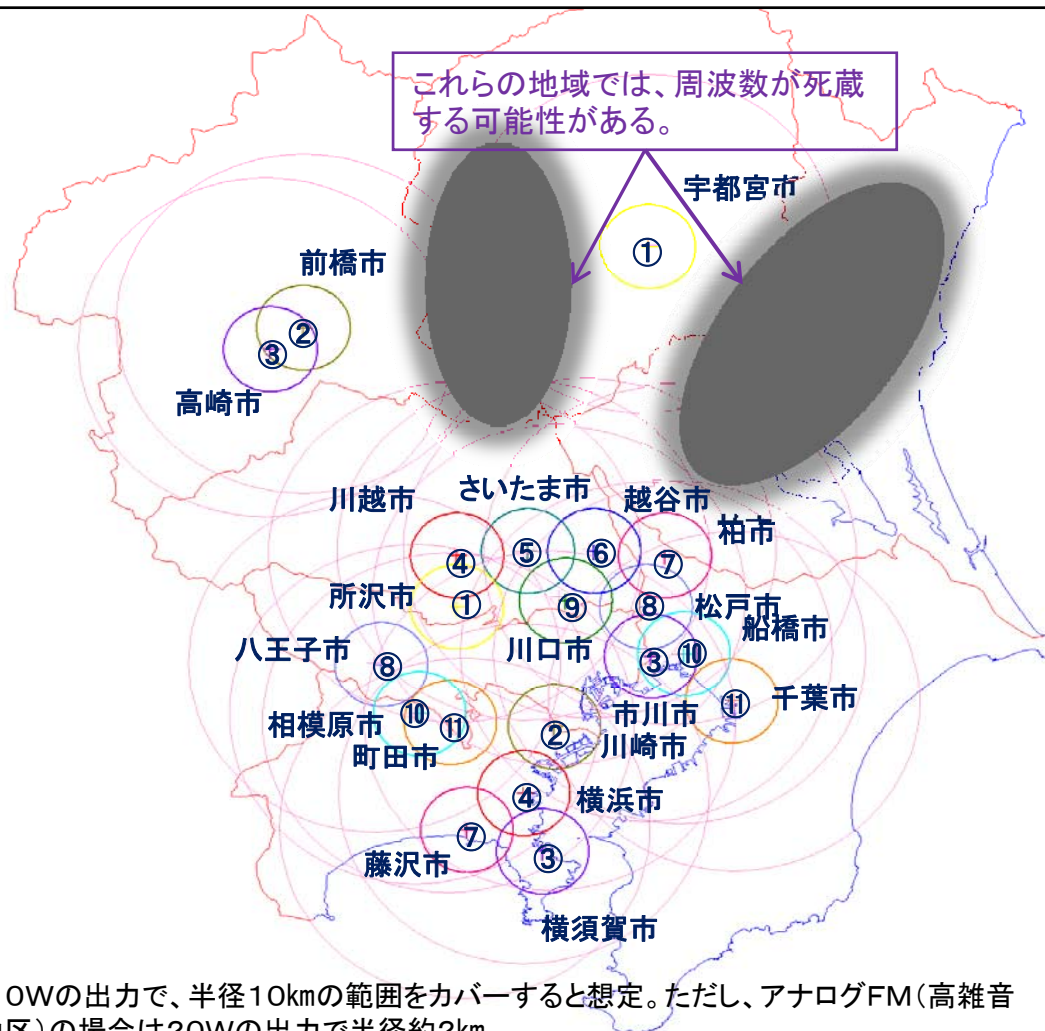
帯域幅	チャンネル数	カバーできる都市数
3MHz	5チャンネル	12/32
6MHz	10チャンネル	19/32
9MHz	15チャンネル	25/32
12MHz	20チャンネル	29/32

※ 半径40km圏内でカバーできる都市数は、最も効率よく局を配置した場合の都市数であり、実際にカバーできる都市数とは異なる。

<凡例>



- ・ 内側の円は半径10kmの円、外側の円は半径40kmの円を表す。
- ・ 中心の数字が同じものは、同じ周波数を用いていることを表す。
- ・ なお、半径40km以内に同じ周波数の放送局を置くことはできない。



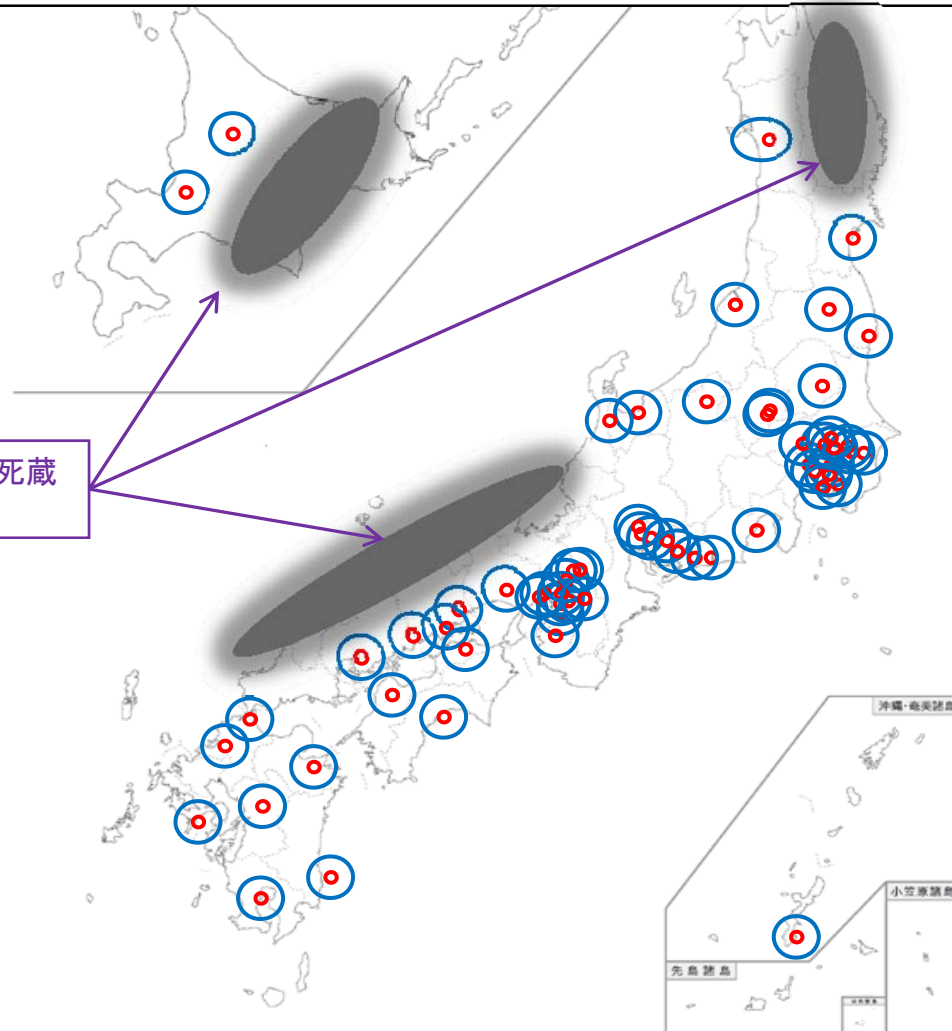
※ 10Wの出力で、半径10kmの範囲をカバーすると想定。ただし、アナログFM(高雑音地区)の場合は20Wの出力で半径約2km。

3-8 新型コミュニティ放送の実現について

～新型コミュニティ放送用の周波数を確保する方法②～

【全国で人口上位80位の都市で実現する場合に必要な周波数(チャンネル)の数】

- 人口上位80位の都市にコミュニティ放送用の周波数を割り当てた場合でも、関東地方に必要とされる23チャンネルで全国をカバーすることが可能。
- しかし、関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏の除けば、1～2チャンネルでカバーできる。



3-9 都市別人口

(単位:万人)

団体名	人口	団体名	人口	団体名	人口	団体名	人口
1 横浜市 (神奈川県)	356.3	21 練馬区 (東京都)	68.0	41 尼崎市 (兵庫県)	45.9	61 奈良市 (奈良県)	36.8
2 大阪市 (大阪府)	251.0	22 大田区 (東京都)	66.5	42 市川市 (千葉県)	45.5	62 豊橋市 (愛知県)	36.3
3 名古屋市 (愛知県)	215.4	23 熊本市 (熊本県)	66.3	43 長崎市 (長崎県)	45.2	63 岡崎市 (愛知県)	36.0
4 札幌市 (北海道)	187.4	24 江戸川区 (東京都)	64.4	44 金沢市 (石川県)	44.2	64 旭川市 (北海道)	35.7
5 神戸市 (兵庫県)	150.3	25 足立区 (東京都)	62.7	45 横須賀市 (神奈川県)	42.9	65 いわき市 (福島県)	35.7
6 京都市 (京都府)	139.0	26 鹿児島市 (鹿児島県)	60.1	46 葛飾区 (東京都)	42.8	66 高槻市 (大阪府)	35.6
7 福岡市 (福岡県)	136.4	27 船橋市 (千葉県)	57.6	47 江東区 (東京都)	42.5	67 吹田市 (大阪府)	34.6
8 川崎市 (神奈川県)	131.6	28 八王子市 (東京都)	54.0	48 高松市 (香川県)	42.2	68 高崎市 (群馬県)	34.1
9 さいたま市 (埼玉県)	117.9	29 姫路市 (兵庫県)	53.3	49 富山市 (富山県)	41.8	69 品川区 (東京都)	33.9
10 広島市 (広島県)	114.5	30 杉並区 (東京都)	52.1	50 岐阜市 (岐阜県)	41.3	70 所沢市 (埼玉県)	33.6
11 仙台市 (宮城県)	100.1	31 松山市 (愛媛県)	51.4	51 町田市 (東京都)	40.9	71 郡山市 (福島県)	33.4
12 北九州市 (福岡県)	98.7	32 板橋区 (東京都)	51.2	52 枚方市 (大阪府)	40.5	72 川越市 (埼玉県)	32.9
13 千葉市 (千葉県)	91.0	33 宇都宮市 (栃木県)	50.0	53 豊田市 (愛知県)	40.1	73 秋田市 (秋田県)	32.9
14 堺市 (大阪府)	83.2	34 東大阪市 (大阪府)	49.2	54 藤沢市 (神奈川県)	39.6	74 高知市 (高知県)	32.6
15 世田谷区 (東京都)	82.2	35 川口市 (埼玉県)	48.5	55 豊中市 (大阪府)	38.8	75 大津市 (滋賀県)	32.5
16 新潟市 (新潟県)	80.4	36 倉敷市 (岡山県)	47.1	56 和歌山市 (和歌山県)	38.4	76 前橋市 (群馬県)	31.9
17 浜松市 (静岡県)	78.8	37 松戸市 (千葉県)	47.1	57 柏市 (千葉県)	38.2	77 北区 (東京都)	31.6
18 静岡市 (静岡県)	71.2	38 大分市 (大分県)	46.4	58 長野市 (長野県)	37.9	78 越谷市 (埼玉県)	31.5
19 相模原市 (神奈川県)	68.8	39 福山市 (広島県)	46.3	59 一宮市 (愛知県)	37.6	79 那覇市 (沖縄県)	31.3
20 岡山市 (岡山県)	68.3	40 西宮市 (兵庫県)	46.2	60 宮崎市 (宮崎県)	37.1	80 港北区 (神奈川県)	31.1

※ 住民基本台帳(平成19年3月31日現在)より作成

3-10 V-LOWとV-HIGHについて

(比較)

	V-L O W	V-H I G H	備考
周波数帯	90MHz ~ 108MHz	207.5MHz ~ 222MHz	
1波長の長さ	3m程度	1.5m程度	
アンテナの長さ	75cm ~ 150cm	40cm ~ 75cm	<ul style="list-style-type: none"> 波長の1/4~1/2のものが多い。 実際には、短縮率によっても変化する。
直進性	低	高	
回り込みやすさ	高	低	
スプラディックE層による悪影響	あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> スプラディックE層等の悪影響が想定される。

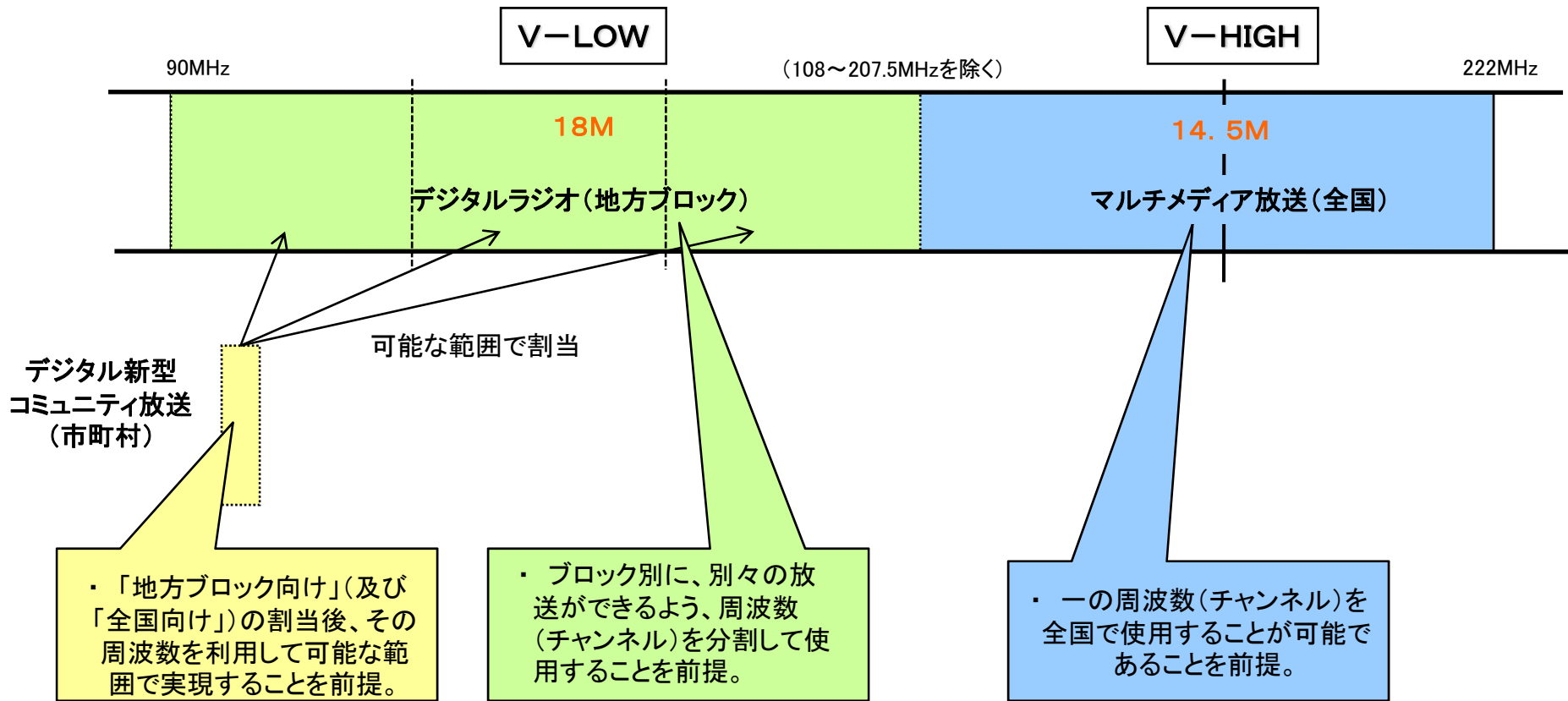
(V-LOWとV-HIGHが放送用とされた経緯)

～情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会報告(19.6.27)～

90-108MHz及び170-222MHzにおける周波数配置は、次の点から、基本的に図5.3.1のとおりとすることが望ましい。

- 90-108MHzは、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則において規定されている周波数分配において放送業務にのみ分配されており（日本を含む第3地域は100-108MHz）、多くの国において音声放送用に使用されていることも考慮し、「放送」用とすることが適当である。
- 170-222MHzは、「自営通信」用と「放送」用とするが、周波数が高い方がより小さな端末を実現することが容易となることから、一般の視聴者を対象とする放送システムの端末の方を小型化することができるよう、「放送」をこの帯域の上の方に、「自営通信」を下の方に配置することが適当である。

3-11 実現するサービスへの周波数の割り当てイメージ



ハードへの参入	<ul style="list-style-type: none"> 地方ごとに1を想定。(全国で1も可) (地方ごとの参入、地方連携による参入、全国で1による参入を検討。) 	<ul style="list-style-type: none"> 全国で、1又は2を想定。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 「地方ブロック向け放送」を行いつつ、地方ブロックの連携等により全国向けの放送を行うことも可。 	<ul style="list-style-type: none"> 「全国向け放送」を行いつつ、地方向けの放送を行うことも可。
	<ul style="list-style-type: none"> 地方ごとの参入とした場合において、多くの地方ブロックで申請がなかった場合の扱いについて検討(「地方ブロック向け」を止めて「全国向け」とする、申請のあった地方を先行して処理する)。 	

3-12 新たな周波数割当て方法の検討

		チャンネルプランによる割当ての仕組み	認定計画制度に準じた割当ての仕組み	留意点										
制度の概要	目的	放送普及基本計画の実現(放送普及基本計画で定めた放送対象地域での放送の確保。)	一定区域における移動系電気通信業務の確保(当該地域での周波数の予約。)	○ 「周波数の予約」という意味では、現行制度(チャンネルプランによる割当て)で十分。										
	役割分担	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>① 放送普及基本計画を達成するよう、放送用周波数使用計画を策定。 ー チャンネルプランで、親局及び主な中継局の割当て周波数、設置場所、電力等を決定。</td> <td>② チャンネルプランによる親局の無線局の免許を申請。</td> </tr> <tr> <td>③ 親局の免許申請を競願処理。親局の免許人が中継局の免許人となる。</td> <td></td> </tr> </table>	国		事業者	① 放送普及基本計画を達成するよう、放送用周波数使用計画を策定。 ー チャンネルプランで、親局及び主な中継局の割当て周波数、設置場所、電力等を決定。	② チャンネルプランによる親局の無線局の免許を申請。	③ 親局の免許申請を競願処理。親局の免許人が中継局の免許人となる。		<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>① 一定区域の移動系電気通信業務の確保のため、開設指針を策定。 ー 開設指針には、割当て可能周波数、事業者の数、対象技術、無線局の開設時期、電波の能率的な利用を確保するための技術等、認定の要件や比較審査基準を規定。</td> <td>② 開設指針に沿って、希望する周波数帯、基地局の総数・設置場所・通信方式・開設時期等を記載した計画の認定を申請。</td> </tr> <tr> <td>③ 競願が生じた場合は比較審査を実施。計画の認定を受けた者が、それに係る周波数を用いる無線局の免許人になれる。</td> <td></td> </tr> </table>	国	事業者	① 一定区域の移動系電気通信業務の確保のため、開設指針を策定。 ー 開設指針には、割当て可能周波数、事業者の数、対象技術、無線局の開設時期、電波の能率的な利用を確保するための技術等、認定の要件や比較審査基準を規定。	② 開設指針に沿って、希望する周波数帯、基地局の総数・設置場所・通信方式・開設時期等を記載した計画の認定を申請。
国	事業者													
① 放送普及基本計画を達成するよう、放送用周波数使用計画を策定。 ー チャンネルプランで、親局及び主な中継局の割当て周波数、設置場所、電力等を決定。	② チャンネルプランによる親局の無線局の免許を申請。													
③ 親局の免許申請を競願処理。親局の免許人が中継局の免許人となる。														
国	事業者													
① 一定区域の移動系電気通信業務の確保のため、開設指針を策定。 ー 開設指針には、割当て可能周波数、事業者の数、対象技術、無線局の開設時期、電波の能率的な利用を確保するための技術等、認定の要件や比較審査基準を規定。	② 開設指針に沿って、希望する周波数帯、基地局の総数・設置場所・通信方式・開設時期等を記載した計画の認定を申請。													
③ 競願が生じた場合は比較審査を実施。計画の認定を受けた者が、それに係る周波数を用いる無線局の免許人になれる。														
周波数の効率的な利用	○ 次の事項の決定は国が行う。 ・ 放送対象地域(=同一の放送番組の放送を同時に受信できる地域)は国が決定する ・ チャンネルの幅 ・ 無線局の設置場所、空中線電力	○ 次のすべて(又は一部)は事業者が申請。 ・ 周波数帯の使用を許容された地域でのチャンネルの使用方法(⇒同一の放送番組の放送を同時に受信できる地域は事業者が決定できる。) ・ チャンネルの幅、チャンネルの数 ・ 無線局の設置場所、局数、空中線電力、ネットワークの構成	○ 認定計画制度は、チャンネルの使用方法(放送対象地域)、チャンネルの幅等について、民間事業者の創意工夫を反映可能。											
カバーエリアの確保	○ 国が最低限のカバーエリアを設定(チャンネル設定、無線局ごとのチャンネル、設置場所、電力等の決定で確保。それ以上は事業者の努力。)	○ 事業者がカバーエリアの目標値を設定。(国が認定の要件として最低基準を予め設定することで確保可能。)	○ いずれの方法でも事前に定めたカバーエリアは確保可能。											
その他		○ 当該地域でその事業者が使用可能な周波数帯域幅が確定していないと活用できない。	● 認定計画制度では、地域によって再利用可能な周波数があったとしても、国は他の事業者に対し、新たに割り当てることができない。 ○ 認定計画制度では、認定後の個々の基地局の免許審査の際に比較審査を行う必要がなく、手続の簡素化が図れる。											

3-13 新たな放送事業者の選定までのプロセス

周波数割当計画の策定

電波監理審議会諮問・答申
パブリックコメント募集

無線設備の技術基準(無線設備規則・標準方式)の策定

情報通信審議会諮問・答申
パブリックコメント募集

放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の策定

電波監理審議会諮問・答申
パブリックコメント募集

免許方針の策定

パブリックコメント募集

免許方針(申請受付期間を含む)の公示

免許申請の受付

申請期間: 1か月超

要件審査/比較審査

電波監理審議会諮問・答申

予備免許/落成検査後に本免許

⇒ 放送普及基本計画に定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように、混信の防止
その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるもの。

- 放送対象地域における放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的な
事項、放送系の数の目標(チャンネル数)・割当周波数を指定(放送普及基本計画)
- 放送対象地域、送信場所、親局・中継局に応じた周波数及び空中線電力を指定
(放送用周波数使用計画)

(地上デジタルテレビジョン放送の例)

- 1日の放送時間中3分の2以上の時間でアナログ放送とのサイマル放送を実施
- 1週間の放送時間中50%以上の時間でHD放送を実施
- アナログ終了時点までのできるだけ早い段階で、アナログの放送区域と同等の放送
が可能となるよう中継局の建設計画を有すること
- 視聴覚障害者等への配慮
- 一般放送事業者による開設についてはマスメディア集中排除原則の適用除外 等

【要件審査項目】

- 工事設計が技術基準に適合すること
 - 放送用周波数使用計画に基づき、周波数の割当が可能
 - 業務を維持するに足る財政的基礎
 - 放送局に係る表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)に合致すること
 - 放送局の開設の根本的基準に合致すること
- ① 確実に事業計画を実施することが可能
 - ② 放送番組の編集及び放送が番組準則、番組調和原則、教育番組の教育課程基準準拠、視聴覚
障害者のための放送番組等に適合
 - ③ 番組審議機関の設置、災害放送の実施等
 - ④ 送信機の機能・設置場所等が放送地域での受信に必要な電界強度を生ずること
 - ⑤ 関係法令の遵守、利用者の利益の確保 等
 - ⑥ 既設局等への妨害排除

【比較審査項目】

- 要件審査基準への適合度合いから見て最も公共の福祉に寄与する者を認定

3-14 広帯域移動無線アクセスシステム事業者(全国バンド)決定までのプロセス

周波数割当計画の策定

電波監理審議会諮問・答申
パブリックコメント募集

無線設備の技術基準の策定

情報通信審議会諮問・答申
パブリックコメント募集

特定基地局の開設指針の策定

電波監理審議会諮問・答申
パブリックコメント募集

開設指針及び申請受付期間の公示

官報掲載

認定申請の受付

申請期間: 1か月超

要件審査／比較審査

電波監理審議会諮問・答申

開設計画の認定

認定を受けた者のみが免許申請可能

免許申請の受付

要件審査 ※比較審査なし

電波監理審議会諮問・答申

予備免許／落成検査後に本免許

- 30MHzずつ最大2社に割当て
- 第三世代移動事業者は1/3未満の出資が可能
- 無線設備規則に規定する4つの技術方式が対象

【要件審査項目】

- 3年以内にサービス開始
- 5年以内に各管内のカバー率50%以上
- 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入
- 開設計画の適切性、計画実施の確実性
 - ① 特定基地局の設置計画の合理性・妥当性
 - ② 技術的能力
 - ③ 財務的基礎(事業計画の妥当性、資金調達の確実性)
 - ④ 保守管理体制、障害時の対応体制
 - ⑤ 関係法令の遵守、利用者の利益の確保 等
- 混信の防止
- 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与(MVNOへの無線設備の開放等) 等

【比較審査項目】

- 要件審査の基準により適合する者を認定

- 工事設計が技術基準に適合すること
- 周波数割当が可能であること
- 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること
 - ① 利用者の需要に適合するものであること
 - ② その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有すること
 - ③ 既設局等への妨害排除、伝搬障害を生ずる見込みのあるものでないこと
 - ④ 他の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること
 - ⑤ その局が特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。
 - ⑥ その他電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること 等